三大都市圏等物産展開催事業補助金について

【概要】

新たに開催する物産展や開催を見合わせていた物産展の再開催を促し、物産展主催者をはじめとする関連事業者を支援する。（実施期間：令和5年度～令和7年度）

【背景】

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、物産展は中止を余儀なくされた。加えて、百貨店の収支の悪化等により、物産展開催のための百貨店への支払いは増加傾向にある。よって、これまで金沢の物産展を催行したことがない百貨店や、一度催行が途絶えた百貨店での物産展開催を支援する。また、北陸新幹線延伸を控えていることから、延伸の周知とともに金沢の魅力や観光情報を発信するため、首都圏や関西圏、中京圏等で開催する物産展を対象とする。

対象団体

ア　本市の区域内に事務所等を設置していること。

イ　団体の定款、規約等を有すること。

ウ　補助金の交付対象となる事業を着実に実施することができる事務執行体制及び組織体制があると市長が認めたものであること。

[想定される団体]

協同組合　加賀能登のれん会、協同組合　加賀能登特産銘品会、社団法人　石川県物産協会

補助対象となる事業

ア　首都圏や関西圏・中京圏等において金沢の物産展を開催すること。

イ　北陸新幹線延伸を広く周知し、金沢の魅力や観光情報の発信を行うこと。

ウ　物産展において金沢の観光を宣伝する場所を設置し、観光PRを行うこと。

エ　直近で開催した物産展でないこと。ただし、この要綱に基づく補助金の交付を受けて実施した物産展は、この限りでない。

オ　政治的又は宗教的活動を目的としないこと。

補助対象経費

借上料、設営料、物品輸送費、広報費、消耗品費、その他市長が必要と認める費用

補助金の額

対象経費の2分の1に相当する額（限度額500，000円）

※1万円未満の端数は切り捨て

※予算の範囲内での交付

※「首都圏」とは、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県を指す。

「関西圏・中京圏等」とは、北陸新幹線延伸により移動時間の短縮を見込むことができる地域を指す。

※「直近で開催した物産展」とは、少なくとも１年以上期間が空いていることを前提に、担当課が判断する。